

第4章 環境学習の推進

1. 環境学習をとりまく現状

(1) 「環境教育」と「環境学習」

一般的に「環境教育」は、教育を提供する側である行政や学校が主体となる場合に用いられ、「環境学習」は、学習する側である市民が主体となる場合に用いられています。

「教育」とは、「意識的に目的・手段をもって人間形成に働きかける過程または社会的機能（「現代教育用語辞典」中谷彪ほか著）」と解釈されています。また、「環境教育」とは、「自然環境の有限性に注目し、自然破壊を防ぎ、自然との調和に基づく、人類の恒久的存在を探究する教育。また、そのための行動の主体を形成する教育（広辞苑第5版）」とされています。

市民が主体的に学習する学習活動として「生涯学習」がありますが、我孫子市の「生涯学習推進計画」では、生涯学習活動は、一般的に家庭教育・学校教育・社会教育の領域にわたり、趣味、文化、スポーツ、レクリエーション及びボランティア活動を「生涯にわたって継続的かつ自らの意思で自主的に行うあらゆる学習」とされています。つまり、環境学習もまた生涯学習の一つとなるのです。

我孫子市では、市民ひとりひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、身近な自然を知り、その保全や活用の方法を学び活動していくことで未来に自然環境や生活環境を伝えていく持続可能な社会を実現することを目的として、様々な計画の中で「環境学習」を施策として位置づけ、推進しています。

(2) 世界の動き

平成14年（2002年）の国連総会で「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議が採択されました。これは日本のNGOと日本政府が提案し採択されたものです。2005年から2014年までの10年間「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取り組みと国際協力を積極的に推進するよう、各国政府に働きかける国連のキャンペーンが行われ、日本には提案国としての期待が寄せられています。

また、アメリカやドイツなどの世界の国々でも環境教育を法律で位置づけ、学校教育のプログラムなどとして実施しています。

(3) 日本の動き

日本では平成15年（2003年）7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しました。

この法律は、持続可能な社会をつくっていくためには、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が自ら進んで行う環境保全が大切であり、一人一人の環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進する法律です。

平成16年（2004年）9月にはこの法律に定められた事項を進めるため、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」という政府の基本方針が策定されました。

(4) 千葉県環境学習

千葉県では、環境教育政府間会議や日本環境教育学会の設立など、国内外での環境教育に対する気運の高まりを踏まえ、平成4年に「千葉県環境学習基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて環境学習を展開しています。平成19年9月には、新たな「千葉県環境学習基本方針」が策定されました。

(5) 我孫子市の環境学習

我孫子市では、生活の身近に「汚濁した手賀沼」という環境問題が存在したことから、学校教育・生涯学習・市民活動として環境学習が盛んに行われてきました。

手賀沼の水質が悪化し始めた昭和40年代から、市民による「石けん使用推進運動」が始まり、我孫子市の市民活動が活発となるきっかけとなりました。その後も、水質浄化・環境美化・文化など様々な分野から手賀沼学習が盛んに行われ、市町村や分野の枠を超えて手賀沼浄化のために活動する「美しい手賀沼を愛する市民の連合会」のようにいくつもの団体からなる大規模な市民団体も生まれました。現在、手賀沼は浄化され、大分きれいになりましたが、市民団体の活動は手賀沼浄化にも大きく貢献しています。

また、学校教育でも、我孫子の豊富な自然環境を生かし、総合学習の時間などに学校ビオトープ・稲作体験・自然観察・手賀沼学習などが実施されています。

2. 我孫子市の環境学習の推進

(1) 我孫子市の施策

我孫子市では、様々な計画の中で環境学習を施策として位置づけ、推進しています。

1) 我孫子市第三次総合計画（第2次基本計画）

第一部 環境

節名	施策の展開	おもな内容
手賀沼の浄化・再生	手賀沼の豊かな生態系の復活	学習・啓発活動の場として、手賀沼や手賀沼を取り巻く農地などの活用を進めます。
手賀沼の魅力化	手賀沼の魅力をいかしたソフト事業の展開	手賀沼の魅力に気づき、その価値を認識できるように、情報の受発信を推進します。
自然の一体的保全・活用	豊かな自然環境を保全・活用する核となる事業の確実な推進	手賀沼、利根川、古利根沼などの豊かな自然環境を動植物や水とふれあえる憩いの場として整備するとともに、環境学習の場として活用します。
	市民（団体）の活動への支援	市民の自主的な環境活動が広がるよう、活動機会の創出と情報提供など支援内容の充実を図ります。
環境負荷低減への取組み	地球温暖化対策に関する市民・事業者の意識啓発	市民の日常生活や事業活動に起因する温室効果ガス排出量を削減するため、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及を図ります。また、学習機会の提供や情報提供により、市民・事業者の意識啓発を図ります。

2) 環境基本計画

第4部 環境づくりの具体的な展開 (2) 環境を活かしたまちの活力づくり 2) 環境を活かしてまちの活力をつくる 環境を活かし新たな観光や環境学習事業を展開する 施策展開の方向性 ●環境学習事業の展開

(2) 我孫子市の環境学習体系

我孫子市では、次の5つを主な目的として環境学習事業を進めています。

1) 環境学習の推進

市民が様々な環境学習に参加できるように、環境学習の機会を提供し、環境学習を推進します。

<実施事業例>

- ・ ジャパンバードフェスティバルの開催（手賀沼課・鳥の博物館・商業観光課）
- ・ 岡発戸・都部の谷津自然観察会の実施（手賀沼課）
- ・ ふれあい工房「リサイクル教室」の実施（クリーンセンター）

2) 手賀沼をいかした環境学習の推進

市民が手賀沼に親しめるように手賀沼を活かした環境学習の機会を提供し、環境学習を推進します。

<実施事業例>

- ・ アクセスディンギー・カヌーの活用（手賀沼課）
- ・ 手賀沼遊歩道での自然観察会「てがたん」の実施（鳥の博物館）

3) 子どもへの環境学習の充実

幼児から中高生までを対象とした環境学習の充実をはかります。

<実施事業例>

- ・ 小学校を対象とした手賀沼船上学習事業（手賀沼課）
- ・ 学校での総合学習の実施（市内小中学校・指導課）
- ・ 生涯学習出前講座（生涯学習課）

4) 環境学習指導者の育成

環境学習に関わる指導者の育成をはかります。

<実施事業例>

- ・ 環境レンジャーの支援・育成（手賀沼課）
- ・ 鳥の博物館友の会会員・市民スタッフとの連携（鳥の博物館）

5) 環境学習拠点の整備

水辺・公園・学習施設など環境学習の拠点を整備します。

<実施事業例>

- ・ 岡発戸・都部谷津ミュージアムの整備（手賀沼課）
- ・ 手賀沼公園・古利根沼自然公園・利根川ゆうゆう公園の整備（公園緑地課）

3. 手賀沼課の環境学習事業

(1) 子どもへの環境学習

1) 手賀沼賞

教育委員会と連携し、平成10(1998)年9月から、小中学校科学作品展の手賀沼を題材とした作品の中から、優秀作品を小中学校科学作品展の審査員が選出し、手賀沼をはじめとした自然環境に関して、特に優秀な作品に手賀沼賞を授与しています。

○受賞作品数

平成26(2014)年度 小学校=9点・中学校=6点

2) 手賀沼船上見学

第2部第1章3.(4)3)をご参照ください。

3) 水辺の環境学習事業 「夏休みの環境学習」

夏休み期間中に、市内小・中学生が手賀沼を身近に感じ、手賀沼浄化について改めて感じるための環境学習事業を実施しています。

●2014年(平成26年) / アビスタ・手賀沼

①紙粘土で花瓶を作ろう!	7月30日・8月7日	38名
②プランクトンネット作り・観察&野鳥観察	7月31日	15名
③船から見た手賀沼のふしぎ<船上学習>	7月24日	16名
	計	69名

4) その他

小中学生の調べ学習や夏休み自由研究の課題など、学校や家庭での環境学習の支援を随時実施しています。

(2) 環境学習指導者の育成

1) 環境レンジャー事業

●環境レンジャーについて

- ・我孫子市は、環境レンジャーを市民の環境保全活動を支援する環境ボランティアリーダーとして位置づけ、その育成および活動に対する支援を行っています。
- ・環境レンジャー養成講座を開催し、その講座修了生を環境ボランティアリーダーとして認定。

●設置の経緯

- ・平成10年度に第1期15名募集
- ・平成12年度に第2期15名募集
- ・平成17年度に第3期15名募集
- ・平成22年度に第4期15名募集
- ・平成25年度に第5期15名募集

●主な活動

- ・ネイチャーイン（自然観察会） 年6回
- ・広報紙「たまっけ」の発行 年4回
- ・夏休み環境学習 年2回
- ・手賀沼賞 エコ・こども教室 開催 など

2) 環境レンジャーネイチャーイン等の支援内容

市民の環境に対する意識の向上を目的とした環境レンジャーの様々な活動を支援しています。

○平成26年度（2014年度）

①ネイチャー・イン

日程	事業名	一般参加者	レンジャー	計
5月31日	あびこのいろいろ八景散策	21	9	30
7月27日	ホテル観賞会	128	8	136
8月21日	巣箱外し・巣箱調査	7	7	14
10月31日	谷津ミュージアム自然観察会	30	8	38
12月20日	巣箱架け	7	7	14
1月25日	手賀沼の冬鳥観察会	20	5	25
合 計		213	44	257

②季刊「たまっけ」発行

- ・58号2014年4月 ・59号2014年7月 ・60号2014年10月 ・61号2015年1月

3) 谷津学校の運営

第3部第2章2. (2) をご参照ください。

(3) 環境学習拠点の整備

以下の施設等を整備・管理しています。詳しくはそれぞれの章(P.85)をご参照ください。

- 1) 谷津ミュージアム田んぼ広場整備事業
- 2) 谷津ミュージアムホテル・アカガエルの里の整備・管理
- 3) 谷津ミュージアム多自然型河川改修モデル事業